

目次

【1 助成対象事業者(申請者)について】

Q1-1 助成対象事業者の要件はどのようなものですか。

Q1-2 国土交通大臣許可を受けている場合も申請できますか。広島県知事許可を受けていないと申請できませんか。

Q1-3 本社が建設業を行っていますが、他の事業所では建設業以外の業務を行っています。この場合、本社以外も助成対象になりますか。

Q1-4 宅建業など建設業以外の事業を兼業している会社でも申請できますか。

Q1-5 自社のホームページ上で求人を公開している場合も助成対象となりますか。

Q1-6 事業実施後、実際に建設労働者の採用に至らなければ助成されませんか。

【2 交付申請手続について】

Q2-1 郵送、FAX、メールでの提出は可能ですか。

Q2-2 今年度、既に交付決定を受けたのですが、対象となる別の事業を実施する予定があるため、追加で申請してもいいですか。

Q2-3 助成金の申請後、いつから着手できますか。

Q2-4 助成金の申請後、交付決定までどれくらいかかりますか。

【3 提出書類について】

Q3-1 申請書等の書き方を教えてください。

Q3-2 県税の納税証明書の提出は必要ですか。

Q3-3 「会社案内又は会社概要」は、自社ホームページの写しでもいいですか。また、自社のパンフレットやホームページを作成していない場合は、何を提出すればいいですか。

Q3-4 会社概要を作成した時の従業員数と現在の従業員数が違います。現在の従業員数が分かるものは、何を提出したらよいですか。

Q3-5 消耗品の購入経費についても、見積書の提出が必要ですか。

Q3-6 複数の事業者からの見積りとは、何社以上ですか。

Q3-7 インターネット上の価格(通販サイトやメーカーHP等)を見積書の代わりとしてもよいですか。

Q3-8 消耗品を購入する場合も、整備内容が分かる書類(カタログ等)の提出は必要ですか。【R8.6.5項目追加】

【4 助成対象経費について(共通事項)】

Q4-1 助成対象は何ですか。

Q4-2 助成対象とならないのは、どのような事業ですか。

Q4-3 助成対象事業に要する経費は、その全額について助成金が交付されますか。

Q4-4 助成対象事業に要する経費には、消費税を含みますか。

Q4-5 区分の異なる複数の助成対象経費をまとめて申請してもいいですか。

【5 労働環境改善経費】

Q5-1 リースやレンタルの商品も助成対象となりますか。

Q5-2 建物賃貸借契約を締結している施設や、他社から譲り受けた・他社へ譲り渡す施設について改修等を行う場合、どのようなものが助成対象になりますか。

Q5-3 トイレの改修等は、どのようなものが助成対象となりますか。

Q5-4 更衣室、シャワー室、休憩室の改修等については、どのようなものが助成対象となりますか。

Q5-5 備品の購入経費は、どのようなものが助成対象となりますか。【R8.6.5 追記】

Q5-6 備品について、「付属品等を含み、総額 10 万円以上であるもの」とありますが、付属品とはどのようなものですか。【R8.6.5 追記】

Q5-7 どのような消耗品であれば助成対象になりますか。

Q5-8 助成対象となる消耗品は、どのような組み合わせであれば申請できますか。

【6 資格取得経費】

Q6-1 資格を取得しようと受講したものの、取得できなかった場合、助成対象になりますか。

Q6-2 資格取得のために要する旅費は、すべて助成対象になりますか。

Q6-3 資格であれば、何でも助成対象になりますか。

Q6-4 既に受講等の申込みを行い、まだ講習を受けていないものは助成対象になりますか。

Q6-5 中型免許などを取得する際に、仮免交付手数料や修了検定料などの各種手数料等が必要です。教習料金だけでなく、各種手数料等も助成対象になりますか。【R8.6.19 項目追加】

【7 現場見学会等開催経費】

Q7-1 ハローワークの求人対象とは異なる、高校生を対象とした現場見学会は助成対象となりますか。

Q7-2 現場見学会開催において、いつが「事業着手日」となりますか。

【8 建設事業の生産性向上に関する講習会経費】

Q8-1 「生産性向上に関する」とは、具体的にどのような内容でしょうか。

【1 助成対象事業者(申請者)について】

Q1-1 助成対象事業者の要件はどのようなものですか。

A 1-1 建設労働者の新規雇用の拡大に向けて職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等に取り組む者のうち、次のすべての要件を満たしている場合は、助成対象事業者に該当します。ただし、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主は助成対象外です。

- (1) 建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主（※1）であって、県内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 建設労働者（※2）を雇用して建設事業を行っていること。
- (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

（※1）「中小企業事業主」とは

資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいいます。

（※2）「建設労働者」とは

建設事業に従事する労働者をいい、経理、営業等に従事する労働者を含みません。
なお、建設工事に伴う現場監督は建設労働者に含みます。

Q1-2 国土交通大臣許可を受けている場合も申請できますか。広島県知事許可を受けていないと申請できませんか。

A 1-2 広島県内に主たる営業所を有する場合は、国土交通大臣許可を受けている建設業者も申請できます。

Q1-3 本社が建設業を行っていますが、他の事業所では建設業以外の業務を行っています。この場合、本社以外も助成対象になりますか。

A 1-3 建設業以外の部門（建設業の許可が不要な工場等）については、助成対象になりません。

Q1-4 宅建業など建設業以外の事業を兼業している会社でも申請できますか。

A 1-4 助成対象事業者の要件（[Q1-1](#)参照）を満たしていれば、兼業していても申請できます。

Q1-5 自社のホームページ上で求人を公開している場合も助成対象となりますか。

A 1-5 助成対象になりません。ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っている必要があります。

Q1-6 事業実施後、実際に建設労働者の採用に至らなければ助成されませんか。

A 1-6 結果として採用に至らなくても、適正に事業が実施されていれば、助成されます。

「県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること」を助成対象事業者の要件としています。

【2 交付申請手続について】

Q2-1 郵送、FAX、メールでの提出は可能ですか。

A 2-1 郵送、FAX、メールでの提出はできません。

交付申請書等の提出は、広島県電子申請システムのみで受け付けています。（インターネット環境がない等で電子申請が利用できない場合は、当課までご相談ください。）

Q2-2 今年度、既に交付決定を受けたのですが、対象となる別の事業を実施する予定があるため、追加で申請してもいいですか。

A 2-2 同一の年度においては、申請できる回数は1回のみです。既に交付決定を受けた場合は、追加の申請はできません。

Q2-3 助成金の申請後、いつから着手できますか。

A 2-3 実際の着手（備品の購入、改修工事に係る契約、受講の申込み等）は、県の交付決定日以降としてください。なお、交付決定日前に着手するものは、助成対象となりません。

Q2-4 助成金の申請後、交付決定までどれくらいかかりますか。

A 2-4 概ね1か月を想定しています。（補正等により、更に時間がかかる場合もあります。）

【3 提出書類について】

Q3-1 申請書等の書き方を教えてください。

A 3-1 県ホームページに提出書類の記入例を掲載しているので、参照してください。

Q3-2 県税の納税証明書の提出は必要ですか。

A 3-2 必要ありません。「誓約書（様式第1-2号）」を提出してください。

Q3-3 「会社案内又は会社概要」は、自社ホームページの写しでもいいですか。また、自社のパンフレットやホームページを作成していない場合は、何を提出すればいいですか。

A 3-3 「資本金」と「従業員規模」がわかるものであれば、ホームページの写しでも問題ありません。

既存の資料がない場合は、ハローワークの求人票（会社の情報がわかるもの）や、履歴事項全部証明書（資本金の確認）＋健康保険標準報酬決定通知書の写し（従業員数の確認）の組み合わせなど、「資本金」と「従業員規模」がわかるものを提出してください。

Q3-4 会社概要を作成した時の従業員数と現在の従業員数が違います。現在の従業員数が分かるものは、何を提出したらよいですか。

A 3-4 ハローワークの求人票や健康保険標準報酬決定通知書の写しなど、最新の従業員数がわかるものを提出してください。

Q3-5 消耗品の購入経費についても、見積書の提出が必要ですか。

A 3-5 消耗品を購入する場合は、見積書の提出は必要ありません。

購入したい消耗品の単価などを調べた上で、「消耗品購入予定内訳書（別紙2）」に必要事項を記入して、提出してください。

Q3-6 複数の事業者からの見積りとは、何社以上ですか。

A 3-6 2社以上です。

Q3-7 インターネット上の価格(通販サイトやメーカーHP等)を見積書の代わりとしてもよいですか。

A 3-7 広島県内に本社を置く複数の事業者（2社以上）からの見積りを原則としています。困難な場合（当該事業者でないとその目的が達成できない場合等）は、その理由書を提出してください。

なお、労働環境改善経費のうち消耗品購入経費を申請する場合は、[Q3-5](#)を参照してください。

【R8.6.5 項目追加】

Q3-8 消耗品を購入する場合も、整備内容が分かる書類(カタログ等)の提出は必要ですか。

A 3-8 必要です。カタログなど商品の詳細がわかるものを添付してください。

【4 助成対象経費について(共通事項)】

Q4-1 助成対象は何ですか。

A 4-1 助成対象となる経費の区分は次のとおりです。

ただし、次の経費に該当しても、助成を受けられない場合があります。(Q4-2参照)

(1) 労働環境改善経費

助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設若しくは設備^{※1}又は備品^{※2}の新設、増設若しくは改修又は購入に要する経費

区分	具体例
就業環境改善施設等	トイレ改修（洋式化、女性用新設、男女別へ改修等）、更衣室、シャワー室、休憩室 など
熱中症対策・防寒備品等	大型冷風機、暖房器具 ファン付き作業服、熱中症対策キット、防寒着 など
その他労働環境課改善に資すると知事が認めるもの	建設工事における安全性及び生産性の向上等に実質的に寄与するもの（施工管理ソフト、デジタル測量機器、工事写真専用タブレット端末等） など

※1 新築・増築（作業場の拡張）に係る施設等を除きます。

※2 付属品等を含み、総額10万円以上であるものに限り、なお、1件あたり10万円未満のもの（消耗品）を総額10万円以上購入する場合を含みます。

また、公共工事において積算に含まれるもの及び発注者と受注者の協議により発注者の負担で現場に設置されるものを除きます。

(2) 資格取得経費

助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費

区分	具体例
資格取得経費	受講料、教材費、旅費 [※] など

※ 県外等遠方への旅費の場合、その場所以外では受講や資格取得ができない合理的な理由があるものに限り、

(3) 現場見学会等開催経費

助成対象事業者が新規に入職しようとする者を対象に開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップに要する経費

区分	具体例
現場見学会等開催経費	広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者旅費 など

(4) 建設事業の生産性向上に関する講習会経費

助成対象事業者が建設労働者に受講させる、生産性向上に関する講習会に要する経費

区分	具体例
講習会経費	受講料、自社開催時の講師謝金、教材費 など

Q4-2 助成対象とならないのは、どのような事業ですか。

A 4-2 次のいずれかに当てはまる事業は、助成対象となりません。

- (1) 当該年度の1月末日までに完了しない事業
- (2) 交付申請書の提出時において既に着手されている事業
- (3) 同一の年度において既に助成金の交付の決定を受けた者が行う事業
- (4) 他の助成金等の交付を受けて行われる事業

Q4-3 助成対象事業に要する経費は、その全額について助成金が交付されますか。

A 4-3 経費の全額を助成するものではありません。

交付額は、助成対象経費に助成率2分の1を乗じた額（上限50万円まで）です。

ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。また、消費税及び地方消費税は除きます。

Q4-4 助成対象事業に要する経費には、消費税を含みますか。

A 4-4 助成対象経費には、消費税及び地方消費税を含みません。

Q4-5 区分の異なる複数の助成対象経費をまとめて申請してもいいですか。

A 4-5 問題ありません。（例：トイレの改修（労働環境改善経費）と資格試験の受験（資格取得経費）の両方を申請するなど）

ただし、同一年度においては、交付決定を受けた後に、追加で申請をすることはできません。（[Q 2-2](#) 参照）

【5 労働環境改善経費】

Q5-1 リースやレンタルの商品も助成対象となりますか。

A 5-1 毎月の利用料等を支払う形態の経費（サブスクリプション、リース、レンタル等）は、助成対象となりません。

Q5-2 建物賃貸借契約を締結している施設や、他社から譲り受けた・他社へ譲り渡す施設について改修等を行う場合、どのようなものが助成対象になりますか。

A 5-2 この助成金は、建設業における職場の魅力向上や従業員定着などにつながる労働環境の改善等を目的としています。この目的の趣旨に沿った内容かどうかで判断します。

【助成対象となる事例】

- ・他社から譲り受けた施設の改修等を行う場合（申請者の従業員が使用する自社物件）

【助成対象とならない事例】

- ・建物賃貸借契約等により他社から借りている施設の改修等を行う場合（自社物件ではないため）
- ・建物賃貸借契約等により他社へ貸している施設の改修等を行う場合（自社物件だが、申請者の従業員が使用する施設ではないため）
- ・他社へ譲り渡すために施設の改修等を行う場合（自社物件だが、申請者の従業員が使用する施設ではないため）

Q5-3 トイレの改修等は、どのようなものが助成対象となりますか。

A5-3 この助成金は、建設業における職場の魅力向上や従業員定着などにつながる労働環境の改善等を目的としています。この目的の趣旨に沿った内容かどうかで判断します。

【助成対象となる事例】

- ・和式トイレを洋式トイレに改修する場合（男性専用・女性専用・共用トイレのいずれも可）
- ・既存の男女共用トイレはそのまま、女性専用トイレを新設する場合
- ・男女別にするため、既存の男女共用トイレを男性専用とし、女性専用トイレを新設する場合
- ・既存の和式トイレを洋式トイレに改修して男性専用とし、女性専用の洋式トイレを新設する場合

【助成対象とならない事例】

- ・老朽化した既存の洋式トイレを改修する場合（既存施設の更新であるため）
- ・女性専用トイレをレンタルする場合（リースやレンタルについては、[Q5-1](#)参照）
- ・作業場の拡張にあわせて、既存作業場にトイレを増設する場合（新築・増築に伴うものであるため）
- ・広島県外の作業場にトイレを新設する場合（広島県外の施設であるため）
- ・自社でトイレの改修等を施工する場合（施工費用は助成対象となりませんが、トイレの温水洗浄便座等の備品を総額10万円以上購入する場合は、備品の購入経費が助成対象となります。[Q5-5](#)参照）

Q5-4 更衣室、シャワー室、休憩室の改修等については、どのようなものが助成対象となりますか。

A5-4 この助成金は、建設業における職場の魅力向上や従業員定着などにつながる労働環境の改善等を目的としています。この目的の趣旨に沿った内容かどうかで判断します。

【助成対象となる事例】

- ・これまでなかった更衣室、シャワー室又は休憩室を新設する場合（作業場の拡張など、新築・増築に伴うものを除く。）
- ・男女共用だった更衣室を分割して、男女別に改修する場合
- ・男女別にするため、既存の男女共用更衣室を男性専用とし、女性専用更衣室を新設する場合
- ・休憩室に新たにエアコンを設置する場合

【助成対象とならない事例】

- ・老朽化した既存の更衣室等を改修する場合（既存施設の更新であるため）
- ・既存の更衣室等にある老朽化した備品を買い替える場合（既存備品の更新であるため）
- ・福利厚生施設として、事業所内にジム等を設置する場合（直接業務に関連するものではないため）
- ・従業員の寮に新たにエアコンを設置する場合（居住スペースであるため）
- ・広島県外の倉庫に更衣室等を新設する場合（広島県外の施設であるため）

Q5-5 備品の購入経費は、どのようなものが助成対象となりますか。【R8.6.5 赤字追記】

A 5-5 この助成金は、建設業における職場の魅力向上や従業員定着などにつながる労働環境の改善等を目的としています。この目的の趣旨に沿った内容かどうかで判断します。

なお、付属品等を含み、総額 10 万円以上であるものに限りです。（1 件あたり 10 万円未満の消耗品の購入については、[Q 5-7](#) 参照）

※ 直接、労働環境の改善に資すると認められないものや、他の用途に使用可能である不自然な購入については、助成対象と認められないことがあります。

【助成対象となる事例】

- ・ 熱中症対策のための大型冷風機、ミストファン、製氷機などの購入
- ・ 防寒のための暖房器具の購入
- ・ 熱中症対策や防寒のための消耗品の購入（詳細は[Q 5-7](#) 参照）
- ・ 建設工事における安全性や作業効率・生産性の向上に資する機械等（施工管理ソフト、デジタル測量機器、工事写真専用タブレット端末など）の購入

【助成対象とならない事例】

- ・ 建物や土地などの不動産の取得（建物の新築・購入、土地取得）
- ・ 感染症予防対策のための空気清浄機の購入（建設業に係る労働環境を改善する目的ではないため）
- ・ 汎用的に使用可能な電子機器（例：パソコン、タブレット、スマートフォン）の新規購入や更新（業務以外にも利用できるため）

Q5-6 備品について、「付属品等を含み、総額 10 万円以上であるもの」とありますが、付属品とはどのようなものですか。【R8.6.5 赤字追記】

A 5-6 1 つの商品にあらかじめ含まれているものをいいます（例：機械等の商品にあらかじめ含めて販売されているバッテリー等）。なお、別売りの商品は、助成対象となりません。

※ 直接、労働環境の改善に資すると認められないものや、他の用途に使用可能である不自然な購入については、助成対象と認められないことがあります。

Q5-7 どのような消耗品であれば助成対象になりますか。

A 5-7 助成対象となる消耗品（1 件あたり 10 万円未満のもの）の具体例は、次のとおりです。

ただし、消耗品の購入費用のみで総額 10 万円以上（税抜）とならない場合は、助成対象となりません。（[Q 5-8](#) 参照）

【助成対象となる消耗品】

- (1) 熱中症対策・防寒に係る消耗品
 - ・ ファン付き作業服（空調服）、ファン付きヘルメット
 - ・ 経口補水液、塩飴など熱中症対策として効果的な飲食物品
 - ・ 熱中症対策キット（熱中症対策用品がセットになったもの）
 - ・ 防寒着
- (2) 建設工事における安全性及び生産性の向上に実質的に寄与する消耗品
 - ・ 施工管理ソフト
 - ・ デジタル測量機器
 - ・ 工事写真専用タブレット端末

【助成対象とならない消耗品】

- ・ のど飴、昼食用のお茶（熱中症対策を目的としない飲食料品であるため）
- ・ 普段着として使用できる衣類（建設労働者の労働環境を改善する目的でないため）
- ・ パソコン、タブレット、スマートフォンなどの汎用性のある機器（業務以外にも利用できるため）

Q5-8 助成対象となる消耗品は、どのような組み合わせであれば申請できますか。

A 5-8 具体例は、次のとおりです。なお、すべて消費税及び地方消費税を除きます。

【助成対象となる事例】

- ・ 助成対象となる同じ種類の消耗品を合計で10万円以上購入する場合
《例》 1着あたり1万円のファン付き作業服を10着
⇒ $1万円 \times 10着 = 10万円$
⇒ 1種類の消耗品を合計で10万円以上購入するため、助成対象です。
- ・ 助成対象となる違う種類の消耗品を合計で10万円以上購入する場合
《例》 1個あたり6,000円の熱中症対策キットを10個
1つあたり4万円の施工管理ソフトを1つ
⇒ $6,000円 \times 10個 + 4万円 \times 1つ = 10万円$
⇒ 2種類の消耗品を合計で10万円以上購入するため、助成対象です。

【助成対象とならない事例】

- ・ 消耗品（1件あたり10万円未満のもの）を合計で10万円以上購入しない場合
《例》 1着あたり1万円のファン付き作業服を5着
⇒ $1万円 \times 5着 = 5万円$
⇒ 消耗品を合計で10万円以上購入しないため、助成対象となりません。
《例》 1着あたり1万円のファン付き作業服を5着
1台あたり10万円の大型冷風機を1台
⇒ $1万円 \times 5着（消耗品） + 10万円 \times 1台（消耗品ではない） = 15万円$
⇒ 合計は15万円ですが、消耗品（ファン付き作業服）の合計が10万円以上ではないため、消耗品の購入経費（5万円）は助成対象となりません。
なお、消耗品ではない、1つあたり10万円以上の大型冷風機の購入経費（10万円）は助成対象です。

【6 資格取得経費】

Q6-1 資格を取得しようと受講したものの、取得できなかった場合、助成対象になりますか。

A 6-1 助成対象となりません。

実績報告として、取得した資格者証等の写しの提出が必要です。

Q6-2 資格取得のために要する旅費は、すべて助成対象になりますか。

A 6-2 基本的には助成対象になりますが、県外等遠方への旅費の場合、その場所以外では受講や資格取得ができない合理的な理由を示す必要があります。

合理的な理由がない場合は、助成対象となりません。

Q6-3 資格であれば、何でも助成対象になりますか。

A 6-3 原則、業務上必要となる建設関係の資格に限ります。(施工管理技士、基幹技能者等) ただし、除雪・修繕・パトロール等、地域維持事業として建設業者が請け負っている業務に関する資格は、助成対象となります。

なお、受講証明や修了証の発行のみ行う講習については助成対象外ですが、業務を行うにあたって必要となる免許または法令で規定する免許に準ずる技能講習は助成対象となります。(大型免許、小型移動式クレーン運転技能講習等)

Q6-4 既に受講等の申込みを行い、まだ講習を受けていないものは助成対象になりますか。

A 6-4 交付決定前に事業に着手(申込み)しているものは、助成対象となりません。

助成金の交付決定後に受講等の申込みを行うことができ、かつ、令和9年1月31日までに資格を取得(複数回に分割して行われる資格試験については、該当回の合格発表)できるものが、助成対象となります。

【R8.6.19 項目追加】

**Q6-5 中型免許などを取得する際に、仮免交付手数料や修了検定料などの各種手数料等が必要で
す。教習料金だけでなく、各種手数料等も助成対象になりますか。**

A 6-5 運転免許の取得に係る経費であれば、基本的に、仮免交付手数料や修了検定料などの各種手数料等も助成対象となります。

ただし、次の事項が確認できる必要があります。

【見積書の写し】(交付申請時)

次のどちらかに該当すること

- ・見積金額の内訳として、各種手数料等が見積金額に含まれていることが明記されている
 - ・見積金額のほかに、別途各種手数料等が必要である旨及びその金額が明記されている
- ※ 見積金額に各種手数料等を含んでいるかどうか確認できない(明記されていない)場合などは、見積金額を助成対象経費として取り扱います。

【領収書等(費用の支払いが確認できる書類)】(実績報告時)

- ・各種手数料等に係る領収書等が添付されていること
- ※ 教習料金と各種手数料を別々に支払った場合、各種手数料等に係る領収書等も必要です。
- ※ 領収書等がない経費について、助成金を交付することはできません。

【7 現場見学会等開催経費】

Q7-1 ハローワークの求人対象とは異なる、高校生を対象とした現場見学会は助成対象となりますか。

A7-1 助成対象となります。

Q7-2 現場見学会開催において、いつが「事業着手日」となりますか。

A7-2 開催に関する契約を締結した日や申込みを行った日などが「事業着手日」となります。

【8 建設事業の生産性向上に関する講習会経費】

Q8-1 「生産性向上に関する」とは、具体的にどのような内容でしょうか。

A8-1 建設現場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）やICT技術の利用事例の紹介、活用技術の体験会等を想定しています。助成対象となるかは、講習会の実施予定内容から個別に判断します。